

周南市徳山中央浄化センター再構築事業 新旧対照表（第3回）（令和5年6月9日公表）

No.	資料	頁	見出し符号						項目	新	旧
1	要求水準書	3	1章	2				用語の定義	(45)「流入水路」とは、合流汚水流入渠（沈砂池までの水路）を示す。 (46)「流入渠」とは、分流汚水流入渠（江口ポンプ場からの圧送管）を示す。 (47)「還水渠（合流）」とは、場内ポンプ場から放流渠までの各施設を結ぶ水路又は管渠、及び合流改善施設から放流渠までの各施設を結ぶ水路又は管渠を示す。 (48)「還水渠（分流）」とは、流入渠（圧送管）の着水部から放流渠までの各施設を結ぶ水路又は管渠を示す。		
2	要求水準書	10	2章	3	2	図2.2 図2.3		事業範囲	(図の修正) ※「流入渠」を「流入水路」に表記変更 ※「流入渠」を別の箇所に追記		
3	要求水準書	39	4章	1	2			本処理場の流入・放流水質	計画流入水質及び施設計画に求める放流水質は表4.2に示すとおりである。 なお、要求する放流水質は日間平均値の年間最大値を示すものであり、別紙6で示す法令上の排水基準に基づくものである。 また、別紙3で示す実績流入水量・水質を踏まえ、無駄な施設、設備を当初より導入しない施設計画を行うとともに、将来的に流入水質の変化が生じた場合においても、大幅な施設改造を行わずに対応できる施設計画とすること。	本施設は、下記に示す流入水質を処理できる能力を確保すること。また、放流水質は年間最大値が計画放流水質を達成できるものとする。 また、別紙3で示す実績流入水量・水質を踏まえ、無駄な施設、設備を当初より導入しない施設計画を行うこと。 将来的に流入水質の変化が生じた場合においても、大幅な施設改造を行わずに対応できる施設計画とすること。	
4	要求水準書	39	4章	1	2	表4.2		流入水質と放流水質	(表の修正) ※項目の表記修正 ※表内の（）表示を削除 ※表内のSSを40mg/Lに修正 ※「※（）は目標とする水質を示しており、下水道法施行令上の計画放流水質ではない。」を削除 ※「※高速ろ過施設における要求する放流水質はBOD：20mg/Lとする。」を追記		
5	要求水準書	67	4章	7	9			工事範囲	(図の修正) ※図中に離線作業、伝送装置盤移設に伴うケーブル更新を追記		
6	要求水準書	78	5章	4	2)			業務の範囲	業務範囲は、以下に記載された業務とする。 (ア) 運転管理業務：本処理場及び本ポンプ場の運転、水質管理等 (イ) 保守管理業務：本処理場及び本ポンプ場の保守点検、備品の調達等 (ウ) その他業務 なお、以下の内容については本業務には含まない。 (エ) し尿受入（搬入車両受付、計量、前処理、水処理施設への移送等）に関する運転操作及び維持管理業務 (オ) 沈砂、しさ、汚泥の搬出、運搬、処分業務（積込は本事業に含む。） (カ) 市が別途発注する水槽等の清掃業務 (キ) 電力の調達 (ク) 合流改善評価のための採水調査 (ケ) 既設監視装置の点検及び修繕 (コ) 汚泥処理設備のメーカ点検及び修繕 (サ) 江口ポンプ場及び旧汚泥処理施設の槽内清掃	業務範囲は、以下に記載された業務とする。 (ア) 運転管理業務：本処理場及び本ポンプ場の運転、水質管理等 (イ) 保守管理業務：本処理場及び本ポンプ場の保守点検、備品の調達等 (ウ) その他業務 なお、以下の内容については本業務には含まない。 (エ) し尿受入業務（搬入車両受付、計量等。水処理施設への移送は本事業に含む。） (オ) 沈砂、しさ、汚泥の搬出、運搬、処分業務（積込は本事業に含む。） (カ) 市が別途発注する水槽等の清掃業務 (キ) 電力の調達 (ク) 合流改善評価のための採水調査	
7	要求水準書	80	5章	8	1	1)		水量・水質の把握	また、処理水質の要求水準は表5.4が適用される。処理水質の日間平均値の年間最大値が処理水質の要求水準を超過しないよう適切な処理を行うこと。	また、処理水質の要求水準は表 5.4 が適用される。処理水質の日間平均の年間最大値が計画放流水質を超過しないよう適切な処理を行うこと。	
8	要求水準書	81	5章	8	1	1)	表5.4	処理水質の要求水準	(表の修正) ※項目の表記修正 ※「高速ろ過」を削除 ※表内の（）表示を削除 ※表内のSSを40mg/Lに修正 ※「※（）内数値は計画放流水質を示さない。」を削除 ※「※高速ろ過施設における要求する放流水質はBOD：20mg/Lとする。」を追記		
9	要求水準書	124	別紙4	別表4-3	別表4-3-1			ガス試験項目と基本的な測定回数	(表の修正)		

No.	資料	頁	見出し符号					項目	新	旧
			別紙4	別紙4-3	別表4-3-2					
10	要求水準書	124	別紙4	別紙4-3	別表4-3-2			作業環境測定	(新設)	
11	要求水準書	158	別紙5					新汚泥処理棟に関する情報	(図の修正) ※汚泥処理施設の維持管理に関する責任分界図を追記	
12	要求水準書	161	別紙6					法定排水基準	(新設)	
13	提出書類記載要領及び様式一覧	4	第2	3				事業提案に関する提出書類及び部数	【留意点】 ・ページ番号については、正本・副本を同じ番号とし、添付しない様式、資料については欠番扱いとする。 ・表3-2における様式I-4-1～I-4-3に関する添付資料とは各様式別添1における業務実績を証明する添付書類等をさす。 ・施設図面集を除く正本・副本は、パイプ式ファイルに綴じ、1冊に収まらない場合は、(その1)、(その2、以下続く)を付与して分冊可能とする。 ・応募者名・企業名の正式名称と提案書中における記載表現との対応関係を明示した対応表を正本に添付することで、正本と副本を同様の表現で記載することを可能とする。	【留意点】 ・ページ番号については、正本・副本を同じ番号とし、添付しない様式、資料については欠番扱いとする。 ・表3-2における様式I-4-1～I-4-3に関する添付資料とは各様式別添1における業務実績を証明する添付書類等をさす。 ・施設図面集を除く正本・副本は、パイプ式ファイルに綴じ、1冊に収まらない場合は、(その1)、(その2、以下続く)を付与して分冊可能とする。
14	様式集		I	4	1	別添1		設計業務担当予定従業者の資格・経歴	(記載要領の修正) ※「担当職種」を「役職」に表記変更 ※「管理技術者・照査技術者・担当技術者」の欄を追加 ※「※担当技術者については工種を明記すること。」を追記	
15	様式集		I	4	2	別添1		建設業務担当者の実績	(表の修正) ※「役職」の行を追加	
16	様式集		I	4	3	別添1		維持管理業務担当者の実績	(表の修正) ※「役職」の行を追加 ※「業務での役割」を「業務での役職」に表記変更	
17	様式集		IV	1				市内在住者の雇用	<記載要領> 事業契約後、維持管理業務を担当する構成企業・協力企業における①市内在住者の月当たり平均雇用人数、②全体の月当たり平均雇用人数、③市内在住者の割合(①÷②)を記載してください。	<記載要領> 事業契約後、維持管理業務を担当する構成企業・協力企業における①市内在住者(※業務開始1年前から周南市在住者)の月当たり平均雇用人数、②全体の月当たり平均雇用人数、③市内在住者の割合(①÷②)を記載してください。
18	様式集		V	59				要求水準書チェックリスト	計画流入水質及び施設計画に求める放流水質は表4.2に示すとおりである。 なお、要求する放流水質は日間平均値の年間最大値を示すものであり、別紙6で示す法令上の排水基準に基づくものである。 また、別紙3で示す実績流入水量・水質を踏まえ、無駄な施設、設備を当初より導入しない施設計画を行うとともに、将来的に流入水質の変化が生じた場合においても、大幅な施設改造を行わずに対応できる施設計画とすること。 【流入水質 単位:mg/L】 BOD : 115 COD : 65 SS : 90 T-N : 25 T-P : 2.5 【放流水質(要求水準) 単位:mg/L】 BOD : 15 COD : 15 SS : 40 T-N : 14 T-P : 2.6 ※高速ろ過施設における要求する放流水質はBOD:20mg/Lとする。	本施設は、下記に示す流入水質を処理できる能力を確保すること。また、放流水質は年間最大値が計画放流水質を達成できるものとする。 また、別紙3で示す実績流入水量・水質を踏まえ、無駄な施設、設備を当初より導入しない施設計画を行うこと。 将来的に流入水質の変化が生じた場合においても、大幅な施設改造を行わずに対応できる施設計画とすること。 【流入水質 計画値 単位:mg/L】 BOD : 115 COD : 65 SS : 90 T-N : 25 T-P : 2.5 【放流水質 計画放流水質 単位:mg/L】 BOD : 15 COD : (15) SS : (15) T-N : 14 T-P : 2.6 ※()は目標とする水質を示しており、下水道法施行令上の計画放流水質ではない。

No.	資料	頁	見出し符号					項目	新	旧
19	様式集		V	468				<p>要求水準書チェックリスト</p> <p>2)業務範囲は、以下に記載された業務とする。 (ア) 運転管理業務：本処理場及び本ポンプ場の運転、水質管理等 (イ) 保守管理業務：本処理場及び本ポンプ場の保守点検、備品の調達等 (ウ) その他業務 なお、以下の内容については本業務には含まない。 (エ) し尿受入（搬入車両受付、計量、前処理、水処理施設への移送等）に関する運転操作及び維持管理業務 (オ) 沈砂、しさ、汚泥の搬出、運搬、処分業務（積込は本事業に含む。） (カ) 市が別途発注する水槽等の清掃業務 (キ) 電力の調達 (ク) 合流改善評価のための採水調査 (ケ) 既設監視装置の点検及び修繕 (コ) 汚泥処理設備のメーカ点検及び修繕 (サ) 江口ポンプ場及び旧汚泥処理施設の槽内清掃</p>	<p>2)業務範囲は、以下に記載された業務とする。 (ア) 運転管理業務：本処理場及び本ポンプ場の運転、水質管理等 (イ) 保守管理業務：本処理場及び本ポンプ場の保守点検、備品の調達等 (ウ) その他業務 なお、以下の内容については本業務には含まない。 (エ) し尿受入業務（搬入車両受付、計量等。水処理施設への移送は本事業に含む。） (オ) 沈砂、しさ、汚泥の搬出、運搬、処分業務（積込は本事業に含む。） (カ) 市が別途発注する水槽等の清掃業務 (キ) 電力の調達 (ク) 合流改善評価のための採水調査</p>	
20	様式集		V	488				<p>事業者は、下水の量及び質に応じた水処理を行い、その処理水が通常状態において要求水準を満足するよう水処理工程の水量及び水質を把握すること。 計画下水量は表5.1が、運営期間を通じて処理すべき流入下水量の水準は表5.2が適用されるが、本処理場は合流区域を有しており、降雨時や降雨後等は計画下水量を超過する流入が見られる。別紙3に示す過年度の流入水量実績を踏まえ、適切な処理を行うこと。 また、流入下水の水質は表5.3が適用されるが、降雨等の影響を受け変動が見られる。表5.2で示す処理すべき流入下水量の水準及び別紙3に示す過年度の流入水量実績を踏まえ、適切な処理を行うこと。 また、処理水質の要求水準は表5.4が適用される。処理水質の日間平均値の年間最大値が処理水質の要求水準を超過しないよう適切な処理を行うこと。 なお、本処理区には合流式を含むため雨天時の運転にあたっては必ず市の指示を受け実施すること。</p>	<p>事業者は、下水の量及び質に応じた水処理を行い、その処理水が通常状態において要求水準を満足するよう水処理工程の水量及び水質を把握すること。 計画下水量は表5.1が、運営期間を通じて処理すべき流入下水量の水準は表5.2が適用されるが、本処理場は合流区域を有しており、降雨時や降雨後等は計画下水量を超過する流入が見られる。別紙3に示す過年度の流入水量実績を踏まえ、適切な処理を行うこと。 また、流入下水の水質基準は表5.3が適用されるが、降雨等の影響を受け変動が見られる。表5.2で示す処理すべき流入下水量の水準及び別紙3に示す過年度の流入水量実績を踏まえ、適切な処理を行うこと。 また、処理水質の要求水準は表5.4が適用される。処理水質の日間平均の年間最大値が計画放流水質を超過しないよう適切な処理を行うこと。 なお、本処理区には合流式を含むため雨天時の運転にあたっては必ず市の指示を受け実施すること。</p>	
21	様式集		V	492				<p>【処理水質の要求水準】 [排水基準] ・水処理 BOD:15mg/L、COD:15mg/L、SS:40mg/L、T-N:14mg/L、T-P:2.6mg/L ※高速ろ過施設における要求する処理水質はBOD:20mg/Lとする。</p>	<p>【処理水質の要求水準】 [排水基準] ・水処理 BOD:15mg/L、COD:(15mg/L)、SS:(15mg/L)、T-N:14mg/L、T-P:2.6mg/L ・高速ろ過 BOD:(20mg/L) ※()内の数値は計画放流水質を示さない。</p>	
22	様式集		VI	2	2			<p>全体年次計画表</p> <p>(表の修正) ※「安全衛生業務費」の行を追加</p>		